

テレワーク移住促進補助金のご案内



取手市は

テレワークをする

あなたを応援します



東京

都心へのアクセスがほどよく絶妙!!

茨城

取手駅～上野・東京・品川駅まで 乗り換えなしで最速34分～

補助内容	住宅取得補助 (市外から転入される方へ)	家賃補助 (市外から転入される方へ)	宿泊施設のテレワークプラン 利用補助
	取得費の2分の1以内 (最大 50 万円)	家賃の2分の1以内 (最大 2 万円/月)	利用料金の2分の1以内 (最大 2,000 円/回)



対象期間 令和3年6月1日～令和4年1月31日

詳しい情報は
PC・スマートフォンにて

取手 移住 テレワーク

検索

または
QRから



都内にも近く、自然豊かな取手市

取手市は、茨城県の玄関口であり、JR取手駅から上野駅まで最短 34分、上野東京ラインの利用により、品川駅まで最短 49分と東京圏に通いやすい地域です。

都会のオフィスにも週に 1、2 回は出勤しながら、地元「取手」で暮らしたい、良好な住環境で子育てしたい、そんな方にお使いいただける制度です。

他の補助制度との併用も

例えば、住宅を購入して転入を予定されている方が、所定の要件に合致した場合、他の制度との併用により、

最大 **200** 万円の補助を受けることができます。

裏面に補助制度の概要を
記載しています



制度概要



住宅取得補助

【主な補助要件】

- ① 企業等に勤務する方（個人事業主は除く）で、月の勤務日の4割以上テレワークを行っていること
- ② 令和3年6月1日以降に売買契約を締結し、令和4年1月31日までに登記及び取手市への転入手続きが完了していること
- ③ 延床面積が55㎡以上であること
- ④ 市税を滞納していないこと

【申請期限】

令和4年1月31日

【申請手順】

郵送又は窓口申請

- ① 住宅購入の契約
- ② 市への申請書の提出
- ③ 市から決定通知の送付
- ④ 住宅の登記及び住民票の異動
- ⑤ 完了報告書兼請求書提出
- ⑥ 補助金の交付

家賃補助

【主な補助要件】

- ① 企業等に勤務する方（個人事業主は除く）で、月の勤務日の4割以上テレワークを行っていること
- ② 令和3年6月1日以降に賃貸借契約を締結し、令和3年12月28日までに取手市への転入手続きが完了していること
- ③ 市税を滞納していないこと

【申請期限】

令和3年12月28日

【申請手順】

郵送又は窓口申請

- ① 賃貸物件の契約及び住民票の異動
- ② 市への申請書の提出
- ③ 市から決定通知の送付
- ④ 請求書の提出
- ⑤ 補助金の交付

宿泊施設利用補助

【主な補助要件】

- ① 市内宿泊施設のテレワークプラン（デュース）を1人1室で利用し、テレワークを行うこと



【申請期限】

令和4年2月18日

【申請手順】

郵送又は窓口申請

- ① 宿泊施設の利用
- ② 市への申請書の提出
- ③ 補助金の交付

その他所定の要件がありますので、詳しくは下記へお尋ねください。

取手市テレワーク移住促進補助制度に関するお問合せ先

■取手市 政策推進課

〒302-8585 取手市寺田5139 番地

電話：0297-74-2141(代)

メール：kikaku@city.toride.ibaraki.jp

【取手市ホームページ】

<https://www.city.toride.ibaraki.jp>



【市プロモーションサイト】

<https://zetsumyo.city.toride.ibaraki.jp>

